

岩手県告示第287号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	氏子橋夕顔瀬線	盛岡市前九年一丁目88番1地先から85番8地先まで

2 指定する期日

平成30年4月1日